宣誓・同意書

伊達市特別支援金（以下「特別支援金」という。）の申請に当たり、次の１から４までのいずれにも宣誓し、次の５から14までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）に特別支援金を返還致します。

１．支給要件を満たしていること。

２．基本情報及び証拠書類等に虚偽のないこと。

３．暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること。

４．特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。

５．要件で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに実行委員会が定める要請の影響を証明する証拠書類を５年間保存すること。

６．国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金(以下「一時支援金」という。)の対象とならないこと、または伊達市の飲食店緊急支援金の受給要件を満たす事業者ではないことを確認していること。

７．実行委員会の求めに応じて、５で保存している情報を速やかに提出すること。

８．実行委員会が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。

９．無資格受給(申請が支給要件を満たさないにもかかわらず特別支援金を受給することをいう。)又は不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない特別支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。)等が発覚した場合には、特別支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。

10．提出した基本情報等が特別支援金の事務のために第三者に提供される場合(支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び特別支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合(支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。)があること。

11．業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること。

12．新北海道スタイルの取組を実践していること。

13．申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市等）の求めに応じて実行委員会が情報を提供することに同意すること。

14．支給要件に従うこと。

令和３年　　月　　日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）